

産休等代替職員費補助要綱

(趣旨)

第1条 県は、社会福祉施設等の職員の労働条件の改善及び施設における入所者等処遇の正常な実施を確保するため、産休等代替職員制度実施要綱（昭和57年9月29日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく産休等代替職員の任用に係る費用を、予算の範囲内において社会福祉施設の設置者に補助するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和30年広島県条例第28号。以下「条例」という。）及び広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象事業等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助額等は次のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助基準賃金日額	補助額
実施要綱に基づく産休等代替職員の任用事業	産休等代替職員の賃金	広島県最低賃金時間額 (任用年度の4月1日時点の額) × 8時間	補助基準賃金日額（ただし、実際に支払った賃金日額がこれより低い場合はその低い額）×実勤務日数（任用承認期間内で実際に施設に勤務した日数） なお、補助金の額に千円未満の額を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 ただし、1日に満たない勤務に対して賃金を支払っている場合は、補助基準賃金日額を8時間で割戻した額に勤務時間数を乗じた額と実支払賃金日額とを比較して少ない方の額を補助対象賃金日額とする。

第3条 条例第2条及び規則第3条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

区分	提出書類	提出部数	添付書類	提出期限
産休	産休代替職員費補助金交付申請書 (別記様式第1号、1-2号)	1部	1 出勤簿の写し又は出勤(予定)簿の写し 2 休業中の産休等職員と代替職員の賃金領収書若しくは支出調書の写し又は支出(予定)額明細書 3 出産(予定日)証明書又は診断書 4 就業規則又は給与規程(産休等職員の給与の支払いに関するもの)	別に知事が定める。
病休	病休代替職員費補助金交付申請書 (別記様式第2号、2-2号)			

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(交付の決定)

第6条 要綱第3条の申請を受理した知事は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに別記様式3号により補助金の交付の決定を行う。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

区分	提出書類	提出部数	添付書類	提出期限
産 休	産休代替職員 費補助金事業 実績報告書 (別記様式第4号、4-2号)	1部	1 出勤簿の写し 2 休業中の産休等職員と 代替職員の賃金領収書 若しくは支出調書の写し 又は支出額明細書 3 出産証明書又は診断書	事業の完了した日から起算して20日 を経過した日又は補助金の交付決定の あった日の属する県の会計年度の翌会計 年度の4月5日のいずれか早い日
病 休	病休代替職員 費補助金事業 実績報告書 (別記様式第5号、5-2号)		※ ただし、交付申請 書に添付したもの と同一の場合は、 省略できる。	

(額の決定)

第8条 要綱第7条の実績報告を受理した知事は、その内容を審査し、速やかに別記様式6号により補助金の額の確定を行う。

(帳簿等の保存期間)

第9条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成20年3月7日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際、すでに提出されている補助金交付申請書はこの要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は平成21年1月23日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年1月15日(決裁日記入)から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年10月26日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年3月31日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年10月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年10月19日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年3月7日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年12月18日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年11月19日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年11月24日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年12月20日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成29年11月21日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成30年11月9日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和元年11月18日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年11月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。